

(赤字部は改定箇所)

改定後 R6.4.1	改定前 R5.4.1
<p>(P 1)</p> <p>(対象業務)</p> <p>第2条 事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待でき、発注機関の長が必要と認める 5 百万円以上の建設コンサルタント業務を対象とする。(緊急を要する業務を除く)</p> <p>(P 4)</p> <p>附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(P 1)</p> <p>(対象業務)</p> <p>第2条 事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待でき、発注機関の長が必要と認める 1 千万円以上の建設コンサルタント業務を対象とする。(緊急を要する業務を除く)</p> <p>(P 4)</p> <p>附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p>